

広島県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

令和八年四月二日

広島県知事 横 田 美 香

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

呉市豊町大長字上穂草山甲三七九七の一、甲三七九七の二、乙三七九七、三七九八、三七九九、字北太高山三八六〇の一、三八六二の一、字一峰峙四〇三一、四〇六八の一、四〇七〇、四〇七一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。)